

令和7年度 徳島県職員選考採用試験  
キャリアリターン採用 実施要項

徳島県では、過去に徳島県の知事部局で採用され、結婚・出産・育児・介護などのやむを得ない事情により退職した方を対象に、再度、徳島県職員として採用する「キャリアリターン」採用を実施します。

- 受付期間 令和7年8月7日から令和8年1月30日まで
- 試験日 随時（申込みのあった方に個別に連絡します。）
- 採用予定日 原則として令和8年4月1日

## 1 募集職種、採用予定人員

募集職種	採用予定人数
行政事務、電気、電気(設備)、機械、機械(設備)、建築、総合土木、農業、農業(畜産)、林業、水産、薬剤師、管理栄養士、心理、保健師、化学、福祉、獣医師	2名程度

※原則、退職時の職種で採用します。

※採用者数が採用予定人数に達した時点で、今年度の募集及び採用選考を中止します。

※職種の名称が変更となっている場合（例：土木、農業土木 → 総合土木）があります。退職時の職種が募集職種に該当するか不明な場合は、お問い合わせください。

## 2 採用予定時期

原則として令和8年4月1日を予定しています。

ただし、可能な者は、随時、採用する場合があります。

## 3 職務の内容

県の関係機関において、一般行政事務又はそれぞれ専門の技術的業務等に従事します。

## 4 受験資格

(1) 次の①から④の全てに該当し、かつ、該当する職種については⑤に該当する者

① 昭和41年4月2日以降に生まれた者

② 徳島県職員（知事部局において採用された者に限る）として3年以上の職務経験（※）を有する者

※職務経験は、休職、停職、育児休業その他の休業期間を除きます（連続して3ヶ月を超えるものに限る。）。

※次に掲げる職務経験は除きます。

- ・地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
- ・地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
  - ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条各項の規定による任期付職員
  - ・地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条の規定による任期付職員
- ③ 採用予定日が、徳島県職員を退職した日の翌日から起算して10年以内である者
- ④ 結婚、出産、育児、介護などのやむを得ない事情により退職した者
- ⑤ 次の職種については、該当する資格又は免許を有する者
- ・薬剤師・管理栄養士・保健師・獣医師：当該免許を有する者
  - ・福祉：次のアからウのいずれかに該当する者
    - ア 児童福祉司任用資格を有する者
    - イ 児童自立支援専門員任用資格を有する者
    - ウ 社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 次の①から⑤のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
- ⑤ 日本の国籍を有しない者
- ただし、電気、電気(設備)、機械、機械(設備)、管理栄養士及び保健師については、日本の国籍を有しない者であっても受験できます。
- ※在留資格において就職が制限されている者は、採用されません。
- ※日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

## 5 試験日時、試験会場等

試験日時	別途指定する日時（受験者と調整の上、随時実施します。）
試験会場	徳島県庁（徳島市万代町1丁目1番地）
合格発表	随時（受験者全員に、可否に関わらず文書で通知します。）

※合格者に対し、後日、人事委員会の選考を経て採用が決定されます。

## 6 試験の方法及び内容

試験種目	方法及び内容
書類審査	申込書類により退職後の職務経歴等、在職時の勤務成績を審査します。
口述試験	使命感、信頼感、積極性等の職務遂行能力をみるため、個別面接を行います。

## 7 受験手続

受付期間	令和7年8月7日(木)から令和8年1月30日(金)まで
申込方法	<p>申込みは、持参による方法と郵送による方法があります。受付期間経過後の申込みは、受付しませんので、十分注意してください。</p> <p>(1)持参による申込み 受付期間中の執務日(土・日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までに、徳島県企画総務部人事課に提出してください。</p> <p>(2)郵送による申込み 封筒の表に「徳島県職員受験申込(キャリアリターン)」と朱書きし、必ず「書留郵便」により、徳島県企画総務部人事課宛て送付してください。令和8年1月30日までの消印があるものに限り受付ます。</p>
受験票	<p>申込者に対して受験票を送付します。</p> <p>概ね、申込みから2週間を経過後、受験票が到着しない場合は、徳島県企画総務部人事課まで電話でご連絡ください。</p>

## 8 提出書類

次の書類を徳島県企画総務部人事課に提出してください。  
なお、提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。

- ①受験申込書(指定様式) 1部
- ②履歴書(市販のもので可。写真を貼付してください。) 1通
- ③(薬剤師・管理栄養士・保健師・獣医師・福祉のみ)該当する免許証又は資格を有していることを証する書類の写し 1通

## 9 その他

- (1)採用する職は、退職時の職に応じて、課長補佐級以下の職で採用します。
  - (2)給料は、職員の給与に関する条例(昭和27年徳島県条例第2号)(給与条例)等の規定に基づき、退職後の職歴等を勘案の上、決定されます。このほか諸手当として、給与条例等の規定により、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。また、採用等に伴い住居の移転を行った場合は、条例等の定めに基づく赴任旅費が支給されます。
- ※60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額は、その方に適用される給料表の職務の等級・号俸に応じた額に7割を乗じた額となります。

## 10 問い合わせ・書類送付先

〒770-8570  
徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県企画総務部人事課  
電話番号：088-621-2042  
メールアドレス：jinjika@pref.tokushima.lg.jp